

1. 源泉徴収義務者が従業員へ退職金を給付する時、源泉所得額をどのように計算するか？(財政部高雄国税局-2014/1/14)
2. 営利事業が輸出損失を計上する金額が1件あたり50万元を超過した場合、合法の証明資料を取得する必要がある(財政部中区国税局-2014/1/13)
3. 所得税の各源泉徴収票の発行作業に関する所得税法修正案が2014年1月8日から施行される(財政部中区国税局-2014/1/12)
4. 国税局は移転価格の定期的な審査を行う予定である(財政部北区国税局-2014/1/10)
5. 年末において企業が尾牙(忘年会)を開く費用、抽選に賞品を提供する支出は費用計上できる(財政部台北国税局-2014/1/6)

公表元	財政部高雄国税局
テーマ	源泉徴収義務者が従業員へ退職金を給付する時、源泉所得額をどのように計算するか
公表内容	<p>高雄市管轄のある会社の経理担当陳小姐の電話質問で、従業員の退職所得はどのように計算するかというものがあった。財政部高雄国税局によると、所得税法第14条第1項第9類の退職所得とは、個人が受取った退職金、解雇金、離職金、年金、保険給付に該当しない養老金及び労働退職金条例による年金保険給付等の所得である。但し、個人が過去に給与所得から貯金したもの、または労働退職金条例により自主的に拠出した年金保険料で、拠出年度にすでに給与所得課税されている部分及び利息部分はこれに該当しない。</p> <p>当局の説明によると、財政部が公告した2014年度の退職所得の定額免税金額の計算は以下の通りである。一度に受領する金額合計が(175,000元×退職時の勤務年数)を超過していない場合、退職所得は0となる。(175,000元×退職時の勤務年数)を超過し、(351,000元×退職時の勤務年数)を超過していない場合、(175,000元×退職時の勤務年数)を超過する金額の半額を所得額とする。(351,000元×退職時の勤務年数)を超過する場合、(351,000元×退職時の勤務年数)を超過する金額全額を所得額とする。勤務年数の端数が6か月未満は半年で計算し、6か月以上は1年で計算する。分割で受領する場合は、年間の受領総額から758,000元を差し引いた金額を所得とする。退職所得の課税所得計算ソフトについては財政部北区国税局のウェブサイト(http://www.ntbna.gov.tw)でダウンロードして使用することができる。</p> <p>また、源泉徴収義務者は給付時に定額免税を超過した部分の所得額を給付総額欄に記入、かつ当該所得額に基づき源泉徴収するとともに、受領者は当該超過部分を年度の個人所得と合算して個人所得税を納付する。機関、団体、学校、会社または執行業務者が上記の退職所得を給付する際は源泉徴収義務者</p>

	となり、その定額免税を超過した部分について、中華民国居住者の個人に対する場合は 6%、中華民国非居住者の個人に対する場合は 18%を給付時に源泉徴収する。
公表日	2014/1/14

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業が輸出損失を計上する金額が 1 件あたり 50 万元を超過した場合、合法の証明資料を取得する必要がある
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、営利事業者の輸出業務について、売買契約が解約または変更されることによる損失の発生または収入の減少、契約違反による賠償、不可抗力による突発的な損失の発生、もしくは運送途中での損失の発生があり、それが調査の結果事実である場合、輸出損失を計上すべきである。</p> <p>当局の説明によると、営利事業所得監査準則第 19 条、20 条及び第 94 条の 1 では以下の通り規定している。「輸出商品の返品については、税関の返品資料など関係証明書類を提示できる場合は、審査後に事実に基づいて認定する。」</p> <p>「輸出の貨物または役務の値引で、国外業者が発行する値引原因、値引金額及び値引方法(外貨受領額の減少またはその他の代金との相殺など)を注記した証明資料を提示でき、審査の結果事実である場合には認定する。」「……二、輸出損失の認定には売買契約書(購入条件及び損失の帰属規定がある)、国外の輸入業者の損害賠償請求書類、国外の公証機関または検査機関の発行する証明書類などを添付する以外、賠償方法によりそれぞれ下記の各書類を提出しなければならない。(一)外貨送金による賠償で、銀行の為替決済の場合は銀行の為替決済の証明資料、銀行の為替決済をしていない場合は銀行の振込または支払証明書類を提出する、(二)輸出物品を追加輸送または交換の方式で賠償した場合は、税関発行の輸出通関書類または郵政機関発行の国際郵送控えのコピー、(三)台湾で新台幣で支払う賠償方法の場合、国外輸入業者が発行する領収書、(四)外貨建減額方法で賠償する場合、証明書類を添付する。三、輸出損失の金額が 1 件当たり新台幣 50 万元以下の場合、前号に規定する国外公証機関または検査機関の発行する証明書類の添付を免除される。」</p> <p>当局がある会社の 2011 年度の営利事業所得確定申告案件を調査したところ、売上値引額 800 万元あまりがあったが、会社が提出した証明資料は DEBIT NOTE であった。その金額の内容は運送途中の貨物の破損による返品であったため、輸出の返品に該当するが、通関の返品資料などの証明資料、または得意先の値引原因に関する証明資料を提出することができなかった。これに関し、その性質が輸出損失に該当し、50 万元を超過し、かつ外国会社の賠償に関する資料・外国公証機関の証明資料を取得していないため、上記の規定を満たさず、当該費用について追徴されることになった。</p>

	当局は営利事業者に対し、もし輸出に係る返品、値引または損失を計上する場合、否認・追徴を回避するため、上記の規定を満たすよう特別に注意喚起している。納税義務者がもし税務の質問がある場合、当局の無料電話(0800)000321で確認することができる。
公表日	2014/1/13

公表元	財政部中区国税局
テーマ	所得税の各源泉徴収票の発行作業に関する所得税法修正案が2014年1月8日から施行される
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、2013年12月24日に「所得税法第94条の1、第102条の1及び第126条」の条文修正案が立法院を通過し、2014年1月8日に総統により公布され、2014年1月8日からの施行を行政院により認可された。所得税の各源泉徴収票の発行作業は、「原則は発行免除、発行は例外」の方法を採用する。規定の期限までに徴税機関に源泉徴収申告を行い、かつ確定申告期間中に所得者に対し源泉徴収票の内容を徴税機関の検索サービスにより提供している場合、毎年2月10日までの納税義務者への源泉徴収票の交付が免除される。</p> <p>2014年に納税義務者への源泉徴収票の交付が免除される範囲及び適用要件は以下の通り。</p> <p>一、源泉徴収票を作成する源泉徴収義務者が103年2月5日までに徴税機関に申告した源泉徴収免除票、源泉徴収票、配当源泉徴収票及び関連証憑。</p> <p>二、納税義務者が中華民国内に居住している個人であること(国内に居住の国民及び外国人を含む)。</p> <p>当局は源泉徴収義務者に対し、納税義務者が源泉徴収票の発行を要求する場合、応じる必要があることを注意喚起している。また、源泉徴収票を納税義務者に提供する方法は複数かつ利用しやすいものとすべきであり、紙の明細または電子メールで提供することができるが、電子メールで提供する場合は個人情報に注意しなければならない。</p> <p>納税義務者が国内の営利事業者、団体、業務執行者及び信託の受託者である場合、通常毎年3月中には所得資料を取得して所得税申告の準備をする。もし、5月に所得資料の取得を始める場合、申告に十分な時間がない恐れがあり、将来的にもしウェブサイト上での所得資料の検索を可能とするには、もう一度国税</p>

	<p>局が身分証明の方法を考えなければならないので、2014 年にはまだ適用できず、源泉徴収義務者が103年2月10日までに納税義務者に源泉徴収票を交付する必要がある。</p> <p>不明な点がある場合、当局の無料電話(0800-000321)、または当局のウェブサイトを利用することができる。</p>
公表日	2014/1/12

公表元	財政部北区国税局
テーマ	国税局は移転価格の定期的な審査を行う予定である
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、移転価格審査制度の実施及び租税の公平性の維持のため、当局は2012年度の営利事業所得税確定申告案について、移転価格の定期的な審査することを計画している。</p> <p>我が国の移転価格審査制度は2005年度から実施されているが、国税局の審査者が限られているため、毎年少数の営利事業者しか所得税法第43条の1の移転価格の審査案件として選ばれなかった。移転価格制度の租税回避を防ぎ、租税の公平性を保つ機能を維持するため、当局は2011年度の営利事業所得税確定申告案から移転価格の審査を定期的な審査の作業範囲にしている。</p> <p>当局の説明では、営利事業者が確定申告する時、申告書の様式により関係会社と関係人の資料及び関連当事者間取引の資料を含めるほか、徴税機関が移転価格の調査を行う際、調査の公文書が送られた日から1か月以内に移転価格審査準則第22条第1項が規定する文書を提出する必要がある。なお、必要な場合には1か月延長することができる。</p> <p>移転価格の審査における、多くの誤りや注意事項を集計・分析したものが以下のものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、 会計師が移転価格報告書または移転価格報告書の代替文書をレビューしていない、もしくはレビューしたが独立第三者価格となっているか否かの結論及び独立第三者価格に基づく調整の説明がない。 二、 営利事業者の提出した移転価格報告書が一部の関係会社間取引だけを分析し、その他の大部分の関係会社間取引が独立第三者価格となっているか否かを分析していない。 三、 営利事業者が個別取引間の関連性または連続性がないにも関わらず、一緒に移転価格分析を行っている。 四、 営利事業者が個別取引で分析しているが、各関係会社間取引の営業利益を区分しておらず、企業全体の利益で比較対象会社と比較して分析している。 五、 営利事業者の一部の関係会社間取引をその他資料により移転価格の代替資料とすることができるが、独立第三者価格となっていることを証明する資料は

	<p>準備または提出することができない、もしくは移転価格報告書の中に規定を満たしていること及び当該資料の証明理由を記載していない。</p> <p>当局は、移転価格報告書の作成が必要な営利事業者が、移転価格分析をする際、徴税機関から移転価格報告書の再作成を要求され、また追徴されることを避けるため、上記の誤りに注意するよう喚起している。</p>
公表日	2014/1/10

公表元	財政部台北国税局
テーマ	年末において企業が尾牙(忘年会)を開く費用、抽選に賞品を提供する支出は費用計上できる
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、年末に各会社が旧暦春節前に尾牙及び抽選を行うが、行政院勞工委員会の規定により、年末の尾牙の全従業員での食事会は、事業主が従業員の一年間の辛労を慰労するための活動であるので、その費用は事業主が負担しなければならない。一般の従業員福利委員会が行う食事会ではないため、従業員福利金を使用するものではない。従って、尾牙の食事費用は「その他費用」の科目で計上する。また、抽選がある場合、従業員に与えるのが現金であれ賞品であれ、全て源泉徴収する必要がある。</p> <p>慣習上営利事業者が事業上の交際のために、取引先の尾牙またはアニュアルイベントに抽選賞品を寄付すると、寄付をする会社が源泉徴収義務人となり、当該費用の支出について受取る会社名義の源泉徴収票を発行し徴税機関に申告する必要がある。また、営利事業者が従業員に与えるのが現金であれ賞品であれ、課税所得に該当し、全て源泉徴収する必要がある、翌年度の1月末までに源泉徴収の申告を行うことになる。</p> <p>営利事業者が、もし尾牙の食事費用及び抽選費用に不明な点がある場合、当局の無料電話(0800-521-988)での質問、または当局のウェブサイト(http://www.ntbt.gov.tw)で関連規定を確認することができる。</p>
公表日	2014/1/6

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14001139

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan